



平成 20 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 雪 印 乳 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 野 瀬 忠 明
(コード番号 2262 東証 1 部、札証)
問 合 せ 先 広 報 室 長 小 西 寛 昭
(TEL 03-3226-2124)

内部統制システム構築の基本方針改正に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改正を決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 内部統制の基本方針

- ・ 雪印グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス実践のための重要な基盤の一つと捉え、雪印グループが持続的に成長して、企業価値を高めていくために、内部統制体制の更なる強化とその有効性の継続的な監視を図っていく。
- ・ 内部統制体制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、引き続き実効性のある体制の構築に努めるものとする。
- ・ また、グループ各社において、企業理念を実現するために、CSR経営を積極的に推し進め、役員・社員の一人ひとりが仕事を行う上で、守るべき行動の規準を定め、企業倫理の徹底を図っていく。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、役員・社員一人ひとりの行動規範として「雪印乳業行動基準」を制定し、その遵守を誓うために毎年役員全員が、社長宛に宣誓書を提出する。また、社長は、コンプライアンス担当役員に提出する。
- ・ 取締役会は、その適切な運営を確保するために定めた「取締役会規程」に基づき、毎月定期的にと取締役会を開催することで取締役間意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ・ 取締役会の諮問機関として「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理委員は社外委員の立場から経営に対する提言、勧告および実施状況の検証を行い、これを取締役に報告する。
- ・ また、監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行うほか、当社と利害関係を有しない社外取締役および社外監査役は、外部の有識者として取締役の職務執行に対する監督および監査の強化を図る。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、「取締役会規程」「文書等管理規程」ならびに「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務に係る情報などを適切に保存し、管理する。
- ・ 保存及び管理された情報は、取締役および監査役の求めに応じて、いつでも閲覧可能なものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、事業活動全般にわたり生じ得る様々なリスクの管理を以下の体制で推進する。
- ・ 経営戦略に基づく諸施策の実効性については、担当部署においてそのリスクの把握と対応策の検討を行い、稟議制度および必要に応じて経営会議や取締役会において審議の上、決定する。
- ・ 利益計画に関わる諸施策の進捗管理については、各事業が実務を担い、月次の経営会議にて全社的な管理を行う。また、為替・金利等の市場リスクや取引先の与信リスクについては、担当部署が管理を行い、これに対しても、月次の経営会議にて全社的な管理を行う。

- ・ メーカー固有のリスクである品質リスクについては、「S Q S（雪印乳業品質保証システム）規則」に基づき、日次でのリスク管理を実施する。
- ・ また、不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に則し、問題の大きさに応じて「対策本部」等の組織を編成し、迅速に必要な初期対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、「取締役会規程」「執行役員規程」「職務分掌権限規程」および「稟議規程」に基づき、執行役員制度や決裁基準に基づく稟議制度をとることで、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、事業構造改革を迅速に進めるとともに、適正かつ効率的に取締役が職務の執行を行う体制をとる。
- ・ 取締役は、監督機能を強化し、経営の意思決定の迅速化を図る。また、取締役会は、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、「経理規程」に基づき適正な会計処理を実施する。また、「財務報告内部統制規程」に基づき財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する。

7. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、役員・社員一人ひとりの行動規範として「雪印乳業行動基準」を制定し、その遵守を誓うために毎年社員全員が、社長宛に宣誓書を提出する。
- ・ 行動基準の徹底・推進を図るためコンプライアンスを統括する部署を設置し、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に遂行する。
- ・ コンプライアンス活動への取組み・遵守状況については、「企業倫理委員会」に適時、報告する。
- ・ また、内部監査部門は、内部監査を通じてコンプライアンスの取組み・遵守状況を検証する。
- ・ 社内の全部署に「CSRリーダー」を配置し、年間行動計画に基づきコンプライアンスに関する教育を実施するほか、「グループ活動」や「事件を風化させない活動」を展開する。
- ・ 内部通報制度として、コンプライアンスを統括する部署に「企業倫理ホットライン」、外部に「スノーホットライン」を設置し、コンプライアンス上の問題等の通報を受付ける。

8. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ各社がCSR経営を積極的に推進していくために「CSR委員会」を設置し、定期的な活動状況の管理を行う。
- ・ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社の経営管理に関し適正な業務運営を行うことを定めた「関係会社規程」を制定し、親会社として適切な指導・監督を行う。
- ・ 定期的に、グループ社長会およびグループ監査役会を開催し、グループ方針の徹底を図る。
- ・ すべてのグループ各社において、企業行動基準を定め、コンプライアンスに関する統一的な活動を推進する。
- ・ コンプライアンスを統括する部署は、グループ会社のコンプライアンスへの取組みに関し、指導・教育を行う。
- ・ 内部監査部門は、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況及び業務の適正に関する監査を行い、問題がある場合は取締役および監査役に報告する。
- ・ 社内通報制度である「スノーホットライン」をグループ会社も対象とした通報制度として位置付け、適切な運営を行う。

9. 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- ・ 当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、「危機管理規程」において、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る体制を整える。

10. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・ 監査役の職務執行を補助するために、その職務を補助するスタッフ（補助者という）を1名以

上おく。

11. 職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 補助者については、「職務分掌権限規程」等の社内規程において取締役からの独立性を明確にする。

12. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、取締役会、経営執行会議をはじめ重要な会議へ参加するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社および関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受けるものとする。
- ・ また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

13. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催する。
- ・ 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人および内部監査部門と定期的に協議および意見交換を行い、内部監査部門に対しては必要に応じて調査・報告を求める。

以上